

給付年金コーナー

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

■「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

■「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除について

《全額免除》 ●以下の①・②両方に該当する場合に、全額免除となります。

①障害者手帳をお持ちの方がいる世帯

②世帯構成員全員が町民税（住民税）非課税

《半額免除》 ●以下のいずれかに該当する場合に、半額免除となります。

①視覚または聴覚障害者が世帯主で受信契約者

②重度の障害者（身体1・2級、知的A・A、精神1級）が世帯主で受信契約者

※詳しくは、NHKふれあいセンター、または健康福祉課福祉担当までお問い合わせください

問合せ

NHKふれあいセンター

☎0570・077・077

☎050・3786・5003

健康福祉課福祉担当

☎66・3111 内線128

1月の納期

●町県民税（第4期分）

●国民健康保険税 普通徴収（第7期分）

●介護保険料 普通徴収（第7期分）

●後期高齢者医療保険料 普通徴収（第7期分）

納期限は1月31日(金)です。口座振替の場合は1月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ

役場 ☎66・3111

国民健康保険税（納税） 税務課国民健康保険税担当 内線112

介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133

後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123

今月の学校給食費

1月分の学校給食費は、1月10日(金)に口座振替となりますので、残高をご確認ください。